

## 第2号議案資料

| 現 行   | 提 案  |
|---|--|
| <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①生涯スポーツ・文化振興事業</li><li>②青少年健全育成事業</li><li>③各種研修会の開催事業</li><li>④スポーツイベントなどの開催及び施設管理に関する受託事業</li><li>⑤健康増進、保健、介護予防、福祉に係る業務に関する受託事業</li><li>⑥地域貢献事業</li><li>⑦クラブ会員関係事業</li><li>⑧広報事業</li></ul> | <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①生涯スポーツ・文化振興事業</li><li>②青少年健全育成事業</li><li>③各種研修会の開催事業</li><li>④スポーツイベントなどの開催及び施設管理に関する受託事業</li><li>⑤健康増進、保健、介護予防、福祉に係る業務に関する受託事業</li><li>⑥地域貢献事業</li><li>⑦クラブ会員関係事業</li><li>⑧広報事業</li></ul> <p>(2) その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①物品の販売事業</li><li>②広告料等の募集事業</li></ul> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> |

